

## 海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針について

令和2年3月16日  
学 長 決 定

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、学生及び教職員の海外渡航（出張・留学等）について、次の措置をとるものとする。

### 1 外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報（4つのカテゴリー）に基づく措置

#### （1）レベル1：十分注意してください

学生及び教職員は、外務省が発出する海外安全情報を十分理解し、渡航先の安全を確認したうえで、**しかるべき安全管理**（所属組織との滞在中の連絡手段確保、定期的な所属組織への連絡、現地パートナー機関を含めた緊急時の体制構築等）**をとりうると判断できる場合に、細心の注意を払って渡航・滞在するものとする。**

#### （2）レベル2：不要不急の渡航は止めてください

教職員は、**不要不急の渡航は取り止め、渡航計画の見直しを行う。**業務の都合などにより、やむを得ず渡航が必要な場合は、現地パートナー機関や在外公館と連絡調整のうえ、安全確保の措置を確認するとともに、目的外の行動は行わないなどの対応をとる。また、所属組織との滞在中の連絡手段を確保のうえ、定期的に所属組織に連絡する。

**学生の派遣・渡航は取り止める。**

**当該国・地域に滞在している学生・教職員は、原則、滞在中を中止し、帰国する。**

（滞在中を中止しない例：業務の都合などによりやむを得ず滞在中が必要な教員、母国等に滞在している留学生、帰国のための当該国・地域内での移動に危険を伴うことが予想されたり移動が制限されたりする場合等）

#### （3）レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）

**学生及び教職員の派遣・渡航は取り止める。**

**当該国・地域に滞在している学生及び教職員は、滞在中を中止し、帰国または滞在地から安全な国・地域に退避する。**

ただし、外務省や JICA 等の政府機関や国際機関からの要請に基づく場合（調査及び国際支援チームへの参加等）は、所属組織の長及び学長と事前に協議する。

#### （4）レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）

**学生及び教職員の派遣・渡航は、目的のいかんにかかわらず、取り止める。**

**当該国・地域に滞在している学生及び教職員は、滞在中を中止し、帰国または滞在地から安全な国・地域に退避する。**

## 2 1の「4つのカテゴリー」に基づかない措置

外務省の危険情報・感染症危険情報の4つのカテゴリーは目安であり、各情報の本文に記載されている治安情勢等や安全対策等を勘案したうえで、次の措置をとるものとする。

- (1) 現地の情勢悪化等があれば、派遣者・滞在者の安全を優先し、現地状況等を確認のうえ、レベルに関わらず渡航・滞在中止を判断する。
- (2) 感染症危険情報については、上記4つのカテゴリーの表現に収まらない感染症特有の注意事項が状況に応じて付記されることがあるので、4つのカテゴリー以外で注意事項が発出された場合は、本指針に照らして判断する。
- (3) レベル3以上の場合でも、留学生在が母国等に渡航・滞在する場合は、所属組織の長及び学長と事前に協議したうえで渡航・滞在中止を認めることができる。

## 3 その他

- (1) 学生が海外渡航するときは、事前に国際交流室に「海外渡航届出書」をメールで提出すること（外国人留学生の一時帰国等も含む）。また、日本へ戻ったときは、1週間以内に「帰国報告書」をメールで提出すること。
- (2) 私事渡航についても、この方針に準じて渡航等の判断を行うこと。

### 附 記

この学長決定は、令和2年3月16日から実施する。